

## 2 とん税（外国貿易船の開港への入港に課する）

東京税関監視部統括監視官（取締本部）

TEL 03-3599-6286

とん税法

（昭和 39 年 4 月 1 日施行）

### (1) 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに …………… 16 円

### (2) 開港ごとに 1 年分を一時に納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに …………… 48 円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間 24 円とする。

## 3 特別とん税（地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する）

東京税関監視部統括監視官（取締本部）

TEL 03(3599)6286

特別とん税法

（昭和 39 年 4 月 1 日施行）

### (1) 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに…………… 20 円

### (2) 開港ごとに 1 年分を一時に納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに…………… 60 円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間 30 円とする。